釜石大槌地区行政事務組合

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 2 月 22 日

釜石大槌地区行政事務組合

令和４年２月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会会議録

議事日程
令和４年２月 22 日（火）　定例会
午後２時会議を開く

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議長の報告

第４　管理者の報告

第５　議案第１号　釜石大槌地区行政事務組合監査委員条例

第６　議案第２号　釜石大槌地区行政事務組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

第７　議案第３号　釜石大槌地区行政事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

第８　議案第４号　公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第９　議案第５号　釜石大槌地区行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

第 10　議案第６号　釜石大槌地区行政事務組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 11　議案第７号　令和３年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第１号）

第 12　議案第８号　令和４年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算

第 13　議案第９号　岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて

第 14　議案第 10 号　いわて消防通信指令事務協議会を設置することの協議に関し議決を求めることについて

出　席　議　員（10 人）

1番	菊　池　忠　彦　君
2番	磯　﨑　翔　太　君
3番	澤　山　美惠子　君
4番	三　浦　一　泰　君
5番	阿　部　三　平　君
6番	川　嶋　昭　司　君
7番	芳　賀　　潤　君
8番	佐々木　　聡　君
9番	金　﨑　悟　朗　君
10番	千　葉　　榮　君

欠　席　議　員（0 人）

説明のため出席した者

管理者	野　田　武　則　君
副管理者	平　野　公　三　君
監査委員	小　林　俊　輔　君
参与	晴　山　真　澄　君
参与	北　田　竹　美　君

事務局長兼総務課長	橋　本　英　章　君
消防本部消防長	大　丸　広　美　君
消防本部消防次長兼総務課長	佐々木　昌　貴　君
消防本部消防課長	菊　池　　俊　君
釜石消防署長	駒　林　博　之　君
大槌消防署長	三　浦　浩　二　君
会計管理者	小　池　幸　一　君

事務局職員出席者

主幹兼総務課長補佐	祝　田　　茂
総務課庶務係長	境　井　繁　樹
総務課主査	土　橋　寛　子

午後 2 時会議を開く

○議長（千葉　榮君）　　本日の出席議員は 10 人で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
　欠席の届け出はありません。
　只今から、令和 4 年 2 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。
　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本日の会議は、傍聴の方、行政事務組合当局、議員の議場内でのマスク着用と、マスクを着用したままでの発言に努めるようお願いします。
　なお、換気のため、審議時間が概ね１時間を超えるごとに、10 分程度の休憩を設けることといたします。
　直ちに、本日の会議を開きます。
　本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（千葉　榮君）　　日程第１、本日の会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、3 番澤山美惠子さん及び 4 番三浦一泰さんを指名いたします。

○議長（千葉　榮君）　　日程第２、会期の決定を議題といたします。
　お諮りいたします。
　本定例会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
　よって、会期は本日１日と決しました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第３、議長の報告であります。
　管理者から、本定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 10 号までの 10 件が送付されておりますので、御報告いたします。
　以上で、議長の報告を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　日程第４、管理者の報告であります。
　管理者、登壇を願います。
　管理者。

〔管理者野田武則君登壇〕

○管理者（野田　武則君）　　令和４年２月、釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開会にあたり、主要な施策の取組について御報告を申し上げます。
　はじめに、し尿処理業務についてであります。
　令和３年の搬入量は、釜石市が令和２年より 13.2％少ない１万 2,855 キロリットル、大槌町は 31.5％少ない 6,746 キロリットルの、合わせて１万 9,601 キロリットルとなり、全体では 20.5％、5,054 キロリットル減少いたしました。
　令和３年は、搬入量が大幅に減少しておりますが、この要因として、引き続く管内人口の減少、公共下水道処理区域の拡大によるし尿処理人口の減少等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人の往来が制限されたこともあるのではないかと考えております。

さて、汚泥再生処理センターは、建設後 15 年が経過し、設備機器等の老朽化が進んできております。

このことから、施設の延命化、長寿命化を図るため、主要な設備機器等の更新を行う「基幹的設備改良事業」を、令和４年度及び５年度の２か年にわたり実施することとしております。

また、汚泥再生処理センターの運転及び維持管理については、平成 24 年度から運転管理業務を包括的に委託して実施しており、平成 25 年度以降は３年毎の更新により委託しております。

４回目の更新時期である令和４年度においても、６年度までの３年間の業務委託とし、安定的かつ効率的な運転管理を行うとともに、併せて業務水準のモニタリングを行い、業務に対する要求水準書に定めた達成状況を評価し、効率的かつ効果的な運営を進めてまいります。

次に、消防業務について御報告をいたします。

令和３年の火災件数については、釜石市で５件、大槌町で４件の、合わせて９件が発生しており、損害額は 9,180 万 9 千円となっております。

令和２年と比較しますと火災件数が７件の減少、損害額は 3,556 万 2 千円の増加となっております。

火災の種別は、建物火災６件、林野火災１件、土手や法面の枯草などが燃えた、その他火災が２件で、出火原因は、たばこ、こんろ、ストーブ、電気配線などとなっております。

また、救急業務については、出場件数が 2,263 件で令和２年より 99 件増加しており、その内訳は、釜石消防署が 1,490 件、大槌消防署が 773 件であります。

救急件数増加の主な要因としては、管内の中核病院である県立釜石病院の診療体制規模縮小により管轄外の医療機関への転院搬送が増加したことが考えられます。

消防全体の令和３年の出動状況を見ますと 3,552 件、出動延べ人員が 16,792 人で、令和２年より 241 件、6,204 人増加しております。

引き続き迅速な出動態勢を維持し、適切かつ円滑な業務遂行と災害対応に努めますとともに、消防団をはじめとする関係機関の災害に対する対応と地域の皆様の御理解、御協力に深く感謝を申し上げます。

このほか、令和３年４月から令和５年度までの３年間、岩手県防災航空隊防災ヘリ隊員として職員の派遣を行っているほか、消防車両の更新として令和３年９月には「35 メートル級はしご付き消防自動車」が納車となり、２か月間の取扱訓練終了後の昨年 12 月から運用を開始しております。管内の中高層建物に対する活動はもとより、様々な救助活動現場における救助方法の選択ツールとしても活用し、備えた機能を最大限に引き出し、市民及び町民の生命と財産を守ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、消防活動等における感染防止対策を継続して実施し、対策に必要な装備品等を充実させることにより、常に変化する事案対応に備えているところであります。

併せて、防災拠点施設である消防庁舎についても、勤務職員と来庁者等への感染防止対策に万全を尽くすため、庁舎構造と勤務の状況を釜石保健所職員に実際に視察していただき、その指導と助言に基づき、専門的知見を取り入れた感染症対策を実践しております。

さて、令和４年度の消防業務についてでありますが、まず、複雑多様化する消防需要に対し、消防事務の高度化や消防力の強化を広域的に対応し、住民サービス向上や災害対応力の強化を図るため、令和８年の運用開始を目標とし、当組合も含む盛岡地区広域消防組合など県内 10 消防本部が共同で通信指令業務を行うことで合意が整いました。

このため、令和４年度から「いわて消防通信指令事務協議会」を設置して事業を進めていくとともに、共同指令業務を運用する「いわて消防指令センター」の整備・運用等に係る設計業務に着手することとし､令和４年度は､その設計業務の委託費の一部を負担することとしております。

消防力の維持向上については､大槌消防署配備の高規格救急自動車が老朽化していることから、救急業務の高度化及び緊急走行車両の安全性を確保するため、救急車両と積載装備する高度救命処置資機材の更新をいたします。

併せて、災害への迅速な対応を図るため、小型動力ポンプ等の災害対応機器の燃料等を貯蔵する「少量危険物保管用の倉庫」を大槌消防署に整備いたします。

また、職員の人材育成として、岩手県消防学校及び消防大学校の各種研修に職員を派遣し、知

識及び技能の更なる習得を図るとともに、救急救命士東京研修所において救命士を養成し、併せて、就業中の救命士を育成する指導救命士の資格を得るための研修所への派遣を行います。
さらには、女性活躍に向けた女性消防職員の採用への積極的な取り組みを行うとともに、大槌消防庁舎の女性更衣室等の改修を行い、採用後の女性消防職員の活躍の場を広げる職場環境を整えてまいります。
引き続き、住民皆様の安寧を保つため消防機関としての役割を果たしてまいりますので、議員各位、市民並びに町民の皆様におかれましては、引き続きの御指導と御協力を賜りたいと存じます。
本日の定例会には、条例の改正、令和３年度補正予算、令和４年度予算、当組合が構成団体である一部事務組合の規約変更、及び新たな協議会の設置に関する協議の合わせて 10 件の議案を提案させていただいております。
よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、管理者の報告を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 5、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合監査委員条例から、日程第 14、議案第 10 号いわて消防通信指令事務協議会を設置することの協議に関し議決を求めることについて、までの 10 件を一括議題といたします。
只今、一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がありませんので、只今、議題に供されました各議案について、順次当局の説明を求めます。
事務局長。

〔事務局長橋本英章君登壇〕

○事務局長（橋本　英章君）　　只今、議題に供されました、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合監査委員条例から、議案第 10 号いわて消防通信指令事務協議会を設置することの協議に関し議決を求めることについてまでの、議案 10 件について、順次御説明申し上げます。
初めに、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合監査委員条例について御説明申し上げます。
議案書の 1 ページを御覧願います。
当組合の監査委員の定期監査等の事務の執行に関しては、釜石市の条例の例によるとされておりましたが、この際、当該条例の全部を改正し、組合独自の規定としようとするものです。
主な内容でありますが、第 2 条において定期監査について、第 3 条において現金出納検査について、第 4 条においては監査委員の公表の方法についてなど、それぞれ規定しようとするもので、施行期日は、令和４年４月１日としようとするものです。
次に、議案第 2 号釜石大槌地区行政事務組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例について御説明申し上げます。
議案書の 3 ページを御覧願います。
当組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関しましては、これまで、釜石市の条例の規定を準用するとされておりましたが、この際、当該条例の全部を改正し、当組合独自の規定としようとするものです。
主な内容でありますが、第 2 条から第 4 条において普通財産の交換、譲与又は譲渡、貸付について、第 5 条から第 7 条においては物品の交換、譲与又は譲渡、貸付について、それぞれ規定しようとするもので、施行期日は、令和４年４月１日としようとするものです。

次に、議案第 3 号釜石大槌地区行政事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例について御説明申し上げます。
議案書の 6 ページを御覧願います。
当組合職員の職務に専念する義務の特例に関しても、釜石市の条例の例によるとされておりましたが、この際、当該条例の全部を改正し、当組合独自の規定としようとするものです。
主な内容でありますが、第 2 条において、職務に専念する義務を免除する場合について規定しようとするもので、施行期日は、令和４年４月１日としようとするものです。
次に、議案第 4 号公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
議案書の 7 ページを御覧願います。
当組合の公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関しても、釜石市の条例の例によるとされておりましたが、この際、当該条例の一部を改正し、当組合独自の規定としようとするものです。
主な内容でありますが、第 2 条において、費用弁償の額を明確に規定しようとするもので、その額についてはこれまで例としていた釜石市の額と同額です。
なお、施行期日は、令和４年４月１日としようとするものです。
次に、議案第 5 号釜石大槌地区行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
議案書の第 9 ページを御覧願います。
当組合が長期継続契約を締結することができる契約に関しても、釜石市の条例の例によるとされておりましたが、この際、当該条例の一部を改正し、当組合独自の規定としようとするものです。
主な内容でありますが、第 2 条及び第 3 条において、長期継続契約を締結することができる契約を明確に規定しようとするもので、その契約は、これまで例としていた釜石市の契約と同様とし、契約期間を 5 年以内と規定しようとするもので、施行期日は、令和４年４月１日としようとするものです。
次に、議案第 6 号釜石大槌地区行政事務組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。
議案書の 10 ページを御覧願います。
当組合議会議員の費用弁償に関しては、釜石市の条例の規定によるなどとされておりましたが、この際、当該条例の一部を改正し、当組合独自の規定としようとするものです。
主な内容でありますが、第 5 条において、費用弁償の額及び支給方法を明確に規定しようとするもので、その額についてはこれまで準用していた釜石市の額と同額でございます。
なお、施行期日は、令和４年４月１日としようとするものです。
以上、議案第 1 号から議案第 6 号までの条例６件につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
次に、議案第 7 号令和３年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。
別冊となっております、補正予算書の 1 ページを御覧願います。
本補正予算案は、予算の総額に歳入歳出とも 1,277 万円 9 千円を増額し、補正後の予算総額を 16 億 9,427 万 5 千円にしようとするとともに、債務負担行為の追加をしようとするものです。
2 ページ、3 ページを御覧願います。
第 1 表、歳入歳出予算補正の内容を御説明いたします。
歳出の第 2 款総務費には、財政調整基金積立金の増額を計上しております。
この財源として、歳入では、前年度繰越金の増額より予算を編成しております。
4 ページを御覧願います。

第２表、債務負担行為補正は、令和４年度から令和６年度までの汚泥再生処理センターの包括的運転管理業務委託料と、消防本部の令和４年度の寝具賃借料の追加２件を計上しようとするものです。

補正予算の詳細につきましては、同じ冊子となっております、補正予算に関する説明書を御覧願います。

次に、議案第８号令和４年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算について御説明申し上げます。

別冊となっております、令和４年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算書の１ページを御覧願います。

本予算案は、予算の総額を、歳入歳出とも 14 億 6,315 万９千円と定めようとするもので、令和３年度当初予算と比較して 13.0％、２億 1,833 万７千円の減額となっており、歳入歳出予算の主な内容は、２ページ及び３ページの第１表歳入歳出予算のとおりです。

次に、予算の事項別明細について、御説明いたします。

まず、歳入ですが、令和４年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算に関する説明書の３ページから６ページまでを順次御覧願います。

第１款分担金及び負担金は、前年度と比較して 17.2％、２億 8,619 万円減の 13 億 7,612 万８千円で、予算の 94.1％とそのほとんどを占め、釜石市から９億 3,806 万２千円、大槌町からは４億 3,806 万６千円を分担していただくものでございます。

そのほかの収入の主なものといたしましては、第２款使用料及び手数料は、し尿投入手数料と危険物施設検査事務手数料で、前年度より 6.7％、38 万２千円減の 530 万８千円。

第３款国庫支出金は、汚泥再生処理センターの基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金で 2,537 万３千円。

第５款財産収入は、財政調整基金の預金利子収入で３千円。

第８款繰越金は、前年度と同額の 200 万円。

第９款諸収入は、預金利子のほか、岩手県派遣職員人件費負担金、水門陸閘遠隔制御所電気料などの雑入で、前年度より 17.6％、131 万１千円増の、874 万７千円となります。

第 10 款組合債は、汚泥再生処理センターの基幹的設備改良事業に係るし尿処理施設整備事業債で 4,560 万円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

７ページから 18 ページまでを、順次ご覧願います。

７ページ、第１款議会費は、前年度と比較して 28.1％、14 万９千円増の 68 万円で、先進地視察研修の視察先の変更に伴う増額等によるものです。

７ページから９ページまでの、第２款総務費は、前年度と比較して 0.8％、36 万４千円減の 4,254 万５千円。

９ページと 10 ページ、第４款衛生費は、前年度と比較して 34.9％、7,132 万９千円増の２億 7,573 万１千円で、新規事業として、し尿処理施設基幹的設備改良事業を計上しております。

10 ページから 18 ページまでの、第５款消防費は、前年度と比較して 15.3％、２億 220 万７千円減の 11 億 1,724 万１千円で、令和３年度におけるはしご自動車購入事業が完了し、減額した一方で、新規事業といたしまして、17 ページ、消防施設費の高規格救急自動車購入事業、いわて通信指令センター共同運用事業、大槌消防庁舎　女子更衣室改修工事、大槌消防署少量危険物倉庫設置事業などを計上しております。

17 ページと 18 ページの、第６款公債費は、前年度と比較して 77.1％、8,724 万４千円減の 2,596 万２千円。

18 ページ、第８款予備費は、前年度と同額の 100 万円となっております。

以上、議案第７号及び議案第８号の予算２件につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第１項第２号の規定により、議会の議決を求めるものです

次に、議案第９号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案書の 12 ページを御覧願います。
この議案は、令和 4 年 3 月 31 日をもって、陸前高田市及び大船渡市 営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くこと、及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することに関し、議決を求めるもので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。
次に、議案第 10 号いわて消防通信指令事務協議会を設置することの協議に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。
議案書の 14 ページを御覧願います。
この議案は、花巻市、遠野市及び陸前高田市 並びに盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ケ崎行政事務組合、北上地区消防組合及び二戸地区広域行政事務組合 並びに久慈広域連合の消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行するため、規約を定め、いわて消防通信指令事務協議会を設置することの協議に関し、地方自治法第 292 条において準用する同法第 252 条の２の２第１項及び第３項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしく御審議のうえ、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（千葉　榮君）　　以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 5、議案第 1 号釜石大槌地区行政事務組合監査委員条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を 終わります。
これより議案第 1 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 6、議案第 2 号釜石大槌地区行政事務組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を終わります。
これより 議案第 2 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 7、議案第 3 号釜石大槌地区行政事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を終わります。
　これより 議案第 3 号を採決いたします。
　本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 8、議案第 4 号公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
　これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を終わります。
　これより 議案第 4 号を採決いたします。
　本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 9、議案第 5 号釜石大槌地区行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
　これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を終わります。
　これより議案第 5 号を採決いたします。
　本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 10、議案第 6 号釜石大槌地区行政事務組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
　これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を終わります。
　これより 議案第 6 号を採決いたします。
　本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 11、議案第 7 号令和 3 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。
お諮りいたします。
審議の方法は、第 1 条歳入歳出予算の補正は、歳入、歳出ごとに一括、続いて、第 2 条債務負担行為の補正を御審議願いたいと思いますが、
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。

○議長（千葉　榮君）　　これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上をもって、歳入の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　次に、歳出の審議に入ります。
歳出の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、歳出の質疑を終わり、第 1 条の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第 2 条債務負担行為の補正の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、第 2 条の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　これより議案第 7 号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第 12、議案第 8 号令和 4 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算を議題といたします。
お諮りいたします。
審議の方法は、第 1 条歳入歳出予算は、歳入を一括、歳出は款ごとに、続いて、第 2 条債務負担行為、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金、第 5 条歳出予算の流用を御審議願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。

○議長（千葉　榮君）　　これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。
2 番、磯﨑翔太さん。

○2 番（磯﨑　翔太君）　　予算書 3 ページ、歳入、質問させていただきます。

まず、現時点で釜石市から 7 割弱、大槌町からは 30 パーセント強といったところ分担金を拠出して、その拠出された分担金がほとんど 90 パーセント以上歳入占めるわけですけれども、実際、釜石大槌ともに無尽蔵にお金があるという自治体でもないですし、実際に今どちらも少子高齢化が進んでまいりましたので、そもそもの税収自体も下がってきている。で、高齢化に伴えば、緊急出動しなければならない。消防の業務がまたさらに増えるんではないかという懸念もある。といったなかで、限られた財源、限られた資金、これをいかに効率よく運用していくのか、入ってくる分というのもどんどん減る可能性もありますので、業務の効率性、あとは生産性を高めていく、また意思決定も迅速化していく、といったような取り組みといったようなものも、歳入が減少する恐れがあるといった点においては、検討しておかなければいけないのかな、とも思います。なので、たとえば、それこそ、一部事務組合というもの自体も、特例一部事務組合というものに移行してはいかがか、なんていう地方自治法の改定もありましたので、そういったものも検討していかなければいけない、というような状況に、今来ているのではないかなとは思うんですけれども、この分担金自体が将来漸減していく可能性があると、減っていく恐れがあるというふうに危惧するのであれば、そういった取組みというものも併せて今行っているものなのでしょうか。

○議長（千葉　榮君）　　事務局長。

○事務局長（橋本　英章君）　　お答えいたします。

まず、分担金の減少につきましては、御存じのとおり、今後ですね、釜石市大槌町におきましても、財政事情が厳しくなるのは見込まれますし、あとは職員数の削減についても、同じく見込まれております。そのような状況を踏まえまして、当然、通常、今までもですね、経費の削減に取り組んでいたりとかですね、特定財源、補助金なり交付金の導入をできるだけ取り入れるような取り組みをしております。その中でですね、抜本的と言いますか、そのような対応としてですね、議員おっしゃられたとおり、特例一部事務組合というふうな選択肢もあるのかなと認識しております。その特例事務組合なんですけれども、議員おっしゃる通りですね、地方自治法の第 278 条の 2 の規定によりましてですね、一部事務組合が独自の議会を持たないで、構成団体、釜石市大槌町の議会がですね、一部事務組合の議案をそれぞれ直接審議いたしまして、その議決をもって、議決をすることができるというような制度でございまして、平成 24 年の地方自治法の一部改正によりましてこの制度ができました。その特例一部事務組合のメリットなんですけれども、組合独自の議会を設けることがなくなりますので、議会に係る経費ですね、削減されるというのがございます。両市町の分担金につきまして、議会費が、予算御覧になるとお分かりのとおりあまり大きくはないんですけれども、確実のその分の費用が削減することができます。あとは消防、私どもの組合はし尿処理業務と消防業務を行っているわけなんですけれども、その業務、事務事業に関して、直接釜石市大槌町の議会で、審議することが可能となるということもございます。さらにですね、議員のみなさま方や、私ども職員に関しましても議会にかかるですね、時間とか、事務を軽減できるということが考えられます。当組合におきましても、先ほどお話ししたとおり、今後の情勢等をですね、見すえますと、やはり検討しなければならないということで、2 年位前からですね、事務的にですね、事務局におきまして、特例一部事務組合について、検討を進めていました。ただですね、特例一部事務組合の導入にあたりましては、制度上、構成団体の議会の両方の議決を得ないと事務組合の議案の議決にならなかったことになりますので、万が一、議決の結果が異なった場合について、その後の対応について、対応がかなり難しくなるという部分もあります。また一からやり直しということもございますので、さらにですね、釜石市大槌町の、仮にやるとすれば、議会日程の影響と言いますかですね、そのことも考えなければなりませんので、議決の成立までに今よりも一定期間、時間が要するということもございます。さらにですね、特例一部事務組合の制度を利用したですね、組合がですね、私が調べたところによりますと、まだ全国で 1 件もないんだそうです。そうしますとですね、その理由等についても、分析等しなければなりませんし、私どもが導入するにあたってもですね、参考とすることができないというかですね、メリット、デメリット等も含めまして、そういうふうな課題もあろうかなと思います。さらにその、導入にあたりまして、今回、議会でですね、このように取り上げていただきました

けれども、まだ議員の皆様方にも御説明をしておりませんので、皆様方への十分な説明とか、釜石市大槌町との十分な協議、そして規約の改正とかですね、条例改正など、多くのですね、時間がかかる手続が必要となりますので、しっかりとしたスケジュールを立てて取り組む必要があるというふうに考えております。もちろんですね、この検討について、事務的に検討しているということにつきましては、管理者と副管理者にも報告はしてございます。その中でですね、やはりその現時点で、課題等も多くございますので、まだその、現時点では、引き続きですね、検討をしなさいということで、事務方においてですね、検討を継続している状況でございます。

○議長（千葉　榮君）　　2 番、磯﨑翔太さん。

○2 番（磯﨑　翔太君）　　昔ですか、大阪で二重行政があった、それとは全く異なるのかもしれないんですけれども、事務組合で一度議決したものをさらにそれぞれの市議会で来年度の予算として議決するというのも、議決 2 回経ないとこれ自体動き出せないというような、手間のかかるなと思いつつも、もちろん将来の派遣できる職員の数が減っていくかもしれない。それに伴って分担金自体も漸減していく可能性があって、いかに効率よくお金と人を動かしていくのかっていうことを考えていった中では、特例一部事務組合というのも一つの考え方でしょうし、また何かほかの方法で、分担金が減ってきて、なかなかがんじがらめな部分というものを解消できるんだというのであれば、それでも結構だと思うので、今後のその生産性を上げていく分担金、いかに効率よく使っていけるかといったところも、管理者としても、検討していく段階に入ってきていると思います。既にもう震災復興というのはある程度かたもついてきてますし、ここからは通常営業だよというような状態になった時に、今後のこの事務組合のあり方であるとか、今後の展望塔について、管理者から、意見等ございましたら、伺いたいなと思うんですが。

○議長（千葉　榮君）　　管理者。

○管理者（野田　武則君）　　はい。今の一部事務組合のあり方については、今のお話のありましたとおり、継続して今、いろいろと勉強させてもらっているところでございます。いずれあの、人口は、釜石市、それから大槌町ともに人口は減少していくわけでございますし、経済的にも厳しい状況が続くと。その中で一部事務組合のあり方を検討しながらですね、いかに、議員おっしゃっているとおり、いかに効率よく、そしてまた財源の負担を少なくしていくか、というところが、大きなテーマであると思っております。ただ、今までこの事務組合、すでに 50 年近く、40 数年やってきたわけですけれども、いわゆる効率よくという点ではですね、ある意味では効率よく、今日までよくやってこれたのではないかと思っております。もちろん、様々な課題はあって、議論を重ねた時もありましたけども、効率といった時にですね、それぞれの議会で議決して取り組むということも確かに一理あるんですが、考えが一本化されてそれに伴って活動していく、事業を展開していくということがですね、非常に全体としても、職員の皆さんにとっても、非常にわかりやすくて、まさに効率よく展開できるのではないかと思っております。ただ、財源については、そのとおりですので、その辺がこれからの大きな課題だと思っておりますので、ちょっと今ここで結論めいたことはお話しできませんが、いずれこれは大きなテーマとしてですね、引き続き検討しながら、これは釜石もそうですし、大槌町の皆さんとともに理解を深めていかなければならないと思っておりますので、少し時間をいただきながらですね、また皆さんと議論する機会をする機会をいただければと思っております。

○議長（千葉　榮君）　　よろしいですか。
　そのほかございませんか。
　以上をもって、歳入の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　次に、歳出の審議に入ります。
　第１款、議会費の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　第１款、議会費の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第２款、総務費の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　第４款、衛生費の質疑を許します。
　4 番、三浦一泰さん。

○4 番（三浦　一泰君）　　はい。それではあの、予算書の 10 ページ、衛生費のところで、し尿処理施設基幹的施設整備改良事業について質問させていただきたいと思います。
　主要な設備機器の改良事業を実施して、処理センターの延命化、長寿化を図るということなんですけれども、補修は定期的に行われてて、そして、改修工事も定期的に行われてて、その中で延命だとか、長寿命化というところがピンとこないので、どのような施策を今回展開するのか、そしてまたそのことによって、どのようなメリットがあるのか、ということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（千葉　榮君）　　事務局長。

○事務局長（橋本　英章君）　　お答えいたします。
　まずその、通常の、これまでの運転業務の中で当処理センターの運転に関しましては、包括的に業務を委託しております。その中で、機械設備の修繕とか、補修とか、それほど重くないものについては対応してですね、問題なく運転できるように取り組んでおります。ただですね、さきほども管理者の方から報告の中でお話ししましたとおり、当施設に関しましては、建設後 15 年経っております。建物そのものにつきましては、鉄筋コンクリートなので、まだまだもつんですけれども、機械設備に関しましては、耐用年数が 15 年ということになっておりまして、補修とか修繕をやってきたとしても、やはり、そもそも耐用年数が経過してしまうということで、今後の安定的な処理、し尿処理に関して確保ができないというふうなことで、今回ですね、多額の費用になりますけれども、更新をしようとするものでございます。メリットに関しましては、もちろん、施設を長く大事に効率よく運転していくというのがもちろん目的でありまして、メリットではございますが、今回機械設備の更新をするにあたりましては、国から交付金をいただくことになるんですけれども、その条件といたしまして、炭素量ですね、炭素量の 3%以上の削減が求められております。当然ですね、交付金の条件じゃなくても、釜石市におきましても、カーボンニュートラルの取り組みを進めておりますし、当然それに対応していかなければならないでございますので、その面でもメリットがあると考えております。

○議長（千葉　榮君）　　4 番、三浦一泰さん。

○4 番（三浦　一泰君）　　はい。今あの、カーボンニュートラルの話ありましたけれども、釜石市も大槌町も、カーボンニュートラルということで今後目指すところ、ニュートラルを目指して、取り組んでいくというふうに思うんですけれども、当組合もですね、そういうことを考えながら、進めていかなければならないというふうに思うんですけれども、微々たるものでも積み重なれば大きなものになってくるというふうに思います。その中でですね、どういったことを考えながら、いま進めているのかというのを、具体的ではないかと思うんで

すけれども、方向性なり、そして今実施しているＣＯ2 に関わるようなことがあるのであれば、それもお話しいただきたいと思います。

○議長（千葉　榮君）　　事務局長。

○事務局長（橋本　英章君）　　はい。当処理センターのカーボンニュートラルの取り組みということだと思いますけれども、まずですね、当処理センターの処理としてですね、し尿を処理していくと最後に汚泥が発生するわけですけれども、平成 19 年の当処理センターを建設する際に、発生する汚泥につきましては、再資源化を図るということで、取り組んでおりました。具体的にはですね、咲土（さと）がえりというですね、すべて肥料として再資源化を図っておりまして、住民の方々に配ったりとかしております。個々の部分でもですね、資源の、再資源化ということで、循環型社会の形成にも、すでに昔から取り組んでいるというようなことで、直接的なＣＯ2 の削減ではありませんけれども、国が目指している循環型社会の形成とか、脱炭素化社会の形成に寄与しているというふうに考えております。今後につきましては、さきほどもお話ししたとおり、設備更新によりまして、私どもの処理のエネルギーは主に電力なわけなんですけれども、効率のいいモーターになるかと思うんですけれども、それを利用することによって、引き続きＣＯ2 の削減に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（千葉　榮君）　　4 番、三浦一泰さん。

○4 番（三浦　一泰君）　　はい。ＣＯ2 の削減ということで、肥料ということで、咲土（さと）がえり、ということを取り組んでいるということなんですけれども、今後の咲土（さと）がえりもＣＯ2 の削減どのくらいしているのか、どのように使われて、そしてＣＯ2 の削減なっているのか見える化して、行政組合でもＣＯ2 をこれくらい減らしているんでということを示すというのも大事じゃないかなと思いますので、そういった考え持っているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

それとあともう一つですけども、カーボンニュートラルを踏まえて施設、施策、そして施設の効率化、あとはですね、将来的な財政負担なんかを考えればですね、甲子町のし尿処理場と大平の下水処理センターの統合が必要ではないか、そういったことも考えるべきではないか、というふうに思うんですけれども、釜石大槌地区行政事務組合ではそういったことを検討しているのか、そしてあとは、しているのであれば、どのような考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（千葉　榮君）　　事務局長。

○事務局長（橋本　英章君）　　まず、ＣＯ2 の削減のですね、見える化ということなんですけれども、私どもはホームページ持っておりますので、今議員の方から御提言がありましたですね、私が今お話しした運転に関してですね、ＣＯ2 を削減しているとか、ちょっとその、表現方法が、再資源化についてですね、どのようにＣＯ2 の削減になっているかという部分は表現方法について検討しなければならないと思いますが、いずれその見える化ですね、取り組みの見える化については、今後検討していきたいと思っております。あとは、釜石市の下水処理センターでの、将来を考えて共同処理になろうかと思うんですけれども、それについて、議員ご存知と思いますけれども、今の施設を建設する前、その前の同じ場所にありましたし尿処理場が老朽化して使えなくなったということで、暫定的に今の大平の下水処理センターで処理をしていたことがございます。やはりその、法的にはちょっと問題があるということで、新しく今のセンターを造って、ち

ゃんと処理をするようにしたという経緯がございます。将来的にですね、し尿の搬入量も減っておりますし、効率を考えればですね、技術面でも専門の技術職員もおりますので、それも考えますと、将来的には釜石市の下水処理センターの方で、法的な制約がありまして、今はできないそうですけれども、その辺もクリアできれば釜石市の下水処理センターで、今の設備ではできないと思うんですけれども、その辺の設備の能力とか、設備の内容とかも検討しなければなりませんけれども、それも含めまして、検討していかなければならないのかなというふうに事務的には考えております。ただ、し尿処理に関しましては、大槌町と共同処理をしておりますので、もし釜石市の施設でやるとなれば、事務の委託というふうな手続きも必要になってくることもございます。そのような規約の改正等も必要になりましたので、そのような課題も検討しながら、引き続き将来を見据えて、事務的には検討を進めておりますし、これからも継続して検討していかなければならないかなと考えております。

○議長（千葉　榮君）　　よろしいですか。そのほかございませんか。
　第4款、衛生費の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第5款、消防費の質疑を許します。
　1番、菊池忠彦さん。

○1番（菊池　忠彦君）　　再任用職員給与費のところで伺いたいと思います。
　この職員給与費が3名で1,058万8千円。お一人約350万円ということなんですけれども、3年度の予算書を見てみますと、やはり3名で計上している予算も同額でございました。再任用制度は、定年退職をした地方公務員等を最長65歳まで再雇用する制度であって、任期は1年以内ということでございますけれども、いわゆる民間企業でいうところの単年度契約の嘱託職員というふうに理解しております。この再任用職員3名の方々がどこの部署といいますか、釜石消防署なのか大槌消防署なのか、またどういった業務にあたられているのか、まずここを伺いたいと思いますがどうでしょう。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい、お答えいたします。
　職員は3名、議員さんいうとおりで、2名の方が釜石署に勤務しております。1名の方が消防本部の方に勤務しております。業務については、釜石署にあっては予防業務を主体とした形で対応していただいております。昨年につきましては、火災予防運動、遠隔地等にですね、回ってもらって、2名で小さい車で回ってもらって広報していただいております。ポンプ車がなかなか入って行けない場所に行ってですね、広報していただいている部分がございます。消防本部の方におります1名に関しては、消防課警防係という形で業務をしていただいております。再任用の方々は原則災害には出ていかない、後方支援の対応という形で運用しているところでございます。以上です。

○議長（千葉　榮君）　　1番、菊池忠彦さん。

○1番（菊池　忠彦君）　　はい。了解しました。そうすると現場にはなかなか出ないというふうに理解いたしました。今年度に引き続いて、次年度も採用だということだと思うんですけれども、この再任用制度自体は雇用と年金の接続を図るという観点から、すばらしい制度

というふうに思っております。ただ、一方で、全国の消防局からは、再任用職員の方々にさせる仕事がないんだというような声も実は出ているというお話を聞いております。年齢の高い職員の方々の能力であったり、経験を活用するとはいえ、年齢的に現場はきついとか、あるいは未経験の業務を任せるのはなかなか難しいという、様々な問題があると聞いております。これは、当消防本部においては、そのような声といいますか、状況というのはどういうふうになっているんでしょうか。たとえば今やられているお仕事が適正な業務なのかとか、その辺のことを伺いたいと思いますが。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい、お答えいたします。

釜石署に配属しております2名については､退職前は現場の釜石署の署長をしていた方で、もう一人の方は大槌の署長も経験していますし、消防課の課長ということで通信指令等も業務に携わっている部分もございました。現在の状況をみますと、当初の1年目は私たちの方が遠慮するという部分も中にはあったと思うんですが、現在は下の方から、これの業務を手伝ってくれませんかというふうなお話もあり、再雇用の職員にあってはこれを手伝うよというふうな声もいただいてますので、今現在にあっては、議員がおっしゃるような不安視するような形の回答をいただいているところではございません。現在、来年度も3名の方が再雇用という形で、残るような形になります。部署替えがあるかどうかは別にしても、今現在の3名に関しては、どの部署に行っても対応できる方だと思っております。以上です。

○議長（千葉　榮君）　　1番、菊池忠彦さん。

○1番（菊池　忠彦君）　　はい。この再任用制度に関しては、新しい人材を採用したときにかかる人的であったり金銭的なコストを削減できるというメリットは確かにあるんですけれども、反面、新規採用を抑制しなければならない等のデメリットも当然あるわけでございます。その辺ですね、バランスよく再任用職員の方々を配置できればと感じております。それと大事なことなんですけれども、住民の理解を得るためには、再任用職員が本当に当消防本部にとって果たして必要なのかとか、あるいは妥当な採用人数なのかという点をしっかりと検証しなければならないというふうに思うんですね。やはりその、思い浮かべるのは、一昔前よく言われました官僚の天下りという言葉をよく聞きましたけれども、一部の上層部が関係機関に天下り、というあまりいい表現として使われなかった言葉なんですけれども、住民の方々にすればやはりそういう部分を思い浮かべることもあると思うんです。現在では再任用制度というのは公平な制度になっておりますので、そのへんをしっかりと理解してもらうのは必要なことではないかなと感じております。何かご意見あれば。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい。議員おっしゃるとおりだと私も思っております。今後再雇用職員を採用するにはですね、今のことを噛みしめながら、今後退職なされる方々も含めて、今後そのように対応してまいりたいなと思っております。以上です。

○議長（千葉　榮君）　　3時10分まで休憩いたします。

午後 3 時 2 分休憩

午後 3 時 10 分再開

○議長（千葉　榮君）　　休憩を打ち切って会議を再開いたします。休憩前に引き続き、令和 4 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算第 5 款消防費の審査を続行いたします。
8 番、佐々木聡さん

○8 番（佐々木　聡君）　　予算書の 15 ページの、指令業務事業費の中のＮet119 番緊急通報システムについて質問します。このシステムは 119 番通報が困難な、聴覚、言語機能に障がいのある方々が円滑に消防への通報をするための緊急通報システムということなんですけれども、事前の登録が必要であるというふうに認識しております。この緊急情報システムの対象となる大槌町民、釜石市民というのはどれくらいの人数を見込んでいるのかという点と、障がいという視点ではなくて、日本語が不得意な外国から町内や市内に仕事で来られている方々も対象と考えているのか、この辺について説明を求めます。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい。議員のご質問にお答えいたします。
まず最初の方になります、緊急通報システムの対象となる町民市民はどのくらいいるのか、ということでございます。釜石市は 158 名ほど、大槌町にあっては 58 名おります。そしてその中で、現在登録しているのが、釜石市は 6 名、大槌町が 3 名となっております。その次の質問でございますが、日本語が不得意な外国の方が町内市内に来られて 119 番通報した方々も考えているのかという御質問となりますが、外国人からの通報対策といたしまして、当消防本部では三者間通話システムを構築しているところでございます。たとえば、外国の人から電話が入って 119 番入って、私たちの方で受信をしますと、ボタンで業者の方に連絡をいたしまして、三者、業者、通報者、当消防署ということで、三者間での通話をして対応しているシステムがございます。現在、それで対応しております。外国語としては、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語ということで 5 ヶ国語で対応しております。ワールドカップがあった時にはですね、次期大会がフランスということでフランス人も当市の方に来るということも考えられましたのでフランス語も入れていましたが、現在はフランス語は外しているところでございます。以上となります。

○議長（千葉　榮君）　　8 番、佐々木聡さん

○8 番（佐々木　聡君）　　はい。通報するためには、スマートフォンなどの端末を用いるということになろうかと思いますけれども、この緊急通報システムを障がい者などに理解してもらう方法、あと、有効活用させるための普及の方法について、当局の考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい。ご質問にお答えいたします。
当システムを構築する際に、我々消防職員が障がい者との接点もありませんので、釜石市それから大槌町の担当者の職員方にお願いをいたしまして、どのくらいの数がいるんだ、人がどのくらいいて、どういう障がいを持っているんだということを、会議を開きまして、その中で教えていただいて、この通知を当消防本部の方で設置をするにあたって、各市町の職員方と会議を開きまして、どいうふうな形がいいんだということで、もちろん、この通報シ

ステムについては、本人の希望があって登録をするという形になりますので、大槌町、釜石市の広報紙、それから当組合のホームページ、それから各市町の方にパンフレットを置いていただいて、今後もそれを含めて、市町の担当職員との連携を図りながら、実施をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（千葉　榮君）　　よろしいですか。そのほか、ございませんか。
4番、三浦一泰さん。

○4番（三浦　一泰君）　　はい。予算書の17ページのところで、大槌消防庁舎女子更衣室の改修工事について質問させていただきたいと思います。説明内容を見るとですね、女性消防職員の活躍の場を広げるために、更衣室改修工事を行うということでありましたけれども、何人の方が利用することを想定しているのかということと、将来的な採用も考慮しての改修なのかということを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい。お答えいたします。
大槌の女性更衣室の改修工事についてでございますが、2台のベッドを造る予定でおります。そのほかにシャワー室、更衣室等を建築する予定でございます。2台のベッドといいますと、隔日勤務でございますので、そうなると、大槌の方には4人が採用できると、4人が常駐できて災害対応ができるというふうな体制になります。現在の釜石とあわせて6人、総務省の通達によれば、定数の5パーセントを女性職員を採用してくださいと通知がきておりますので、当消防本部でも6名が必要になってくると、それが今後私たちの学校訪問とかですね、そういうような形で女性採用を目指していかなければならないな、と思っているところでございます。現在は女性の採用がパーセンテージでいいますと1.74パーセントだということになっておりますので、そこを目指しながら見ていきたいと思っております。以上です。

○議長（千葉　榮君）　　4番、三浦一泰さん。

○4番（三浦　一泰君）　　はい。女性の活躍の場、女性の働くところの環境整備というのは、ハード面とソフト面が大事だと、そういうふうに思います。ソフト面でいったならば、女性へのハラスメント対策というのが重要なのではないかというふうに思ってます。今2名の方が採用されているということですが、今後女性の方が増えていくということであれば、なおさら必要になってくるのではないかなというふうに思ってます。ハラスメント対策については、女性特有のハラスメント対策についてはどのようなことを考えて施策を展開されているのか、今後の考えも併せて教えていただければと思います。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい。お答えいたします。
まずは、2名女性消防職員採用して、職員がおります。この女性の方々については、岩手県で女性の職員だけが集まって講習会を行う場がございます。それには当消防本部からも2名を出向させて研修をさせていただく。その研修の中味につきましては、もちろん議員がおっしゃったようなハラスメントの対策とかも受けてきますし、それ以外の男性職員の方もハラスメントという形での講習会も今後も開かなければならないなと考えているところでございます。以上となります。

○議長（千葉　榮君）　　4番、三浦一泰さん。

○4 番（三浦　一泰君）　　はい。昨年残念なことに当組合でハラスメントが発覚したということで、このハラスメントに対しまして、これまでどのような取り組みをされてきたのか、それとあとは今回の予算案を見ると、そのハラスメント対策による研修だとか、そういったところが見えづらいというふうに思うんですけれども、どのようなところで予算を取って、今回施策を展開しようと考えているのか、この二つを教えていただきたいと思います。

○議長（千葉　榮君）　　消防長。

○消防長（大丸　広美君）　　はい。まずは、ハラスメント対策としての予算計上、どこを見てもなかなか見づらいというところでございます。一般事務費の中の報償費という部分がございます。ページでいいますと 11 ページになります、そこに報償費というのがございまして、報償費というのが何かといいますと、ハラスメントを含めた講習会の講師を依頼をするということで計画をさせていただいております。これについては、下段にありますけれども、旅費の方も計上させていただいております。

次に、今後のハラスメント研修等も含めて、この講習は 2 日間を予定して対応しているところでございます。

前段の方の質問について、お答えいたします。当消防本部は平成 29 年の 5 月、全国消防長会がございまして、その中で全国の消防長がハラスメント宣言、ハラスメントをしないよという宣言をしたところでございます。それで、当消防本部も平成 29 年 10 月 1 日に、当消防本部としてハラスメントしませんという宣言を出して、職員の方にも周知をしたところでございます。それ以降、岩手労働局から講師を招いて、講習会を年 1 回は必ず開催したり、それから、職員が研修に行って講習を受けてきて、幹部職員にその内容等の講習をしたり、してきているところでございます。ここ 1、2 年は新型コロナの関係で講師を呼ぶことができませんでした。ＤＶＤ等を活用してですね、職員に密にならないような間隔を取りながら、職員にＤＶＤを見て講習を受けるというような形で、現在やってきているところでございます。来年度以降も、ここに関しては重点を置いて実施をしていきたいなと考えております。以上です。

○議長（千葉　榮君）　　そのほか、ございませんか。

第 5 款、消防費の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第 6 款、公債費の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　第 6 款、公債費の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第 8 款、予備費の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　第 8 款、予備費の質疑を終わります。

以上で、歳出の質疑を終わり、第 1 条の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第 2 条、債務負担行為の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、第 2 条の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第 3 条、地方債の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、第 3 条の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第４条、一時借入金の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、第４条の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　第５条、歳出予算の流用の質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、第５条の質疑を終わります。

○議長（千葉　榮君）　　これより、議案第８号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第13、議案第９号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて、を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を終わります。
これより 議案第９号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　日程第14、議案第10号いわて消防通信指令事務協議会を設置することの協議に関し議決を求めることについて、を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（千葉　榮君）　　以上で、質疑を終わります。
これより 議案第10号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉　榮君）　　御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（千葉　榮君）　　以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、令和４年２月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 3 時 27 分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長　　千　葉　　榮

議会議員　　澤　山　美惠子

議会議員　　三　浦　一　泰